（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第四条　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表十四の二の項の次に次のように加える。

十四の三　風俗営業等の適正化に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可に関する事務	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査		次に掲げる当該審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請を行う者が当該都道府県の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請に係る審査の規定に基づく許可の合同法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、当該金額から八千円を減じた金額） イ　風俗営業の正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査にあっては、二万八百円 ロ　その他の審査　一万四千円	千百円
十四の四　風俗営業等の適正化及び業務に関する法律第三十一条の二十三の規定に基づく許可証の書換えに関する事務	1　風俗営業等の適正化等に関する法律第三十一条の二十三の規定に基づく許可証の再交付		千四百円
	2　風俗営業等の適正化等に関する法律第三十一条の二十三の規定に基づく許可証の書換え		八千六百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査の規定に基づく許可の合同法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、三千八百円）
十四の五　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条に関する法律第三十一条の二十三の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認に関する事務	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十三の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査		千四百円

十四の六　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業者の合併に関する承認に関する事務	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業者の合併に係る承認の申請に対する審査		一万千円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査の規定に基づく許可の合同法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、三千三百円）
十四の七　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条に関する法律第三十一条の二十三の規定に基づく特定遊興飲食店営業者の分割に関する承認に関する事務	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条に関する法律第三十一条の二十三の規定に基づく特定遊興飲食店営業者の分割に係る承認の申請に対する審査		一万千円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査の規定に基づく許可の合同法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、三千三百円）
十四の八　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条に関する法律第三十一条の二十三の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認に関する事務	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条に関する法律第三十一条の二十三の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の審査		九千九百円
十四の九　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条に関する法律第三十一条の二十三の規定及び同法第三十一条の二十二の規定に基づく特例認定遊興飲食店営業者の認定に関する事務	1　風俗営業等の適正化等に関する法律第三十一条の二十三の規定に基づく特例認定遊興飲食店営業者の認定の申請に対する審査		一万三千円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条の二十二の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査の規定に基づく許可の合同法第三十一条の二十二の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、一万円）
	2　風俗営業等の適正化等に関する法律第三十一条の二十三の規定に基づく特例認定遊興飲食店営業者の認定の第五項の規定による認定の再交付		千百円
十四の十　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条に関する法律第三十一条の二十三の規定に基づく営業所の管理者に対する講習に関する事務	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三十一条に関する法律第三十一条の二十三の規定に基づく営業所の管理者に対する講習		講習一時間につき六百五十円